

参 考 資 料

- 団体の経営状況等の審査及び評価の仕組み …………… 129
- 報告様式の解説 …………… 130
- 審査及び評価基準等 …………… 133
- 団体自己評価シート …………… 134
- 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例 …………… 141
（平成14年三重県条例第41号）
- 三重県外郭団体等改革方針（平成25年3月）（抜粋） …………… 142

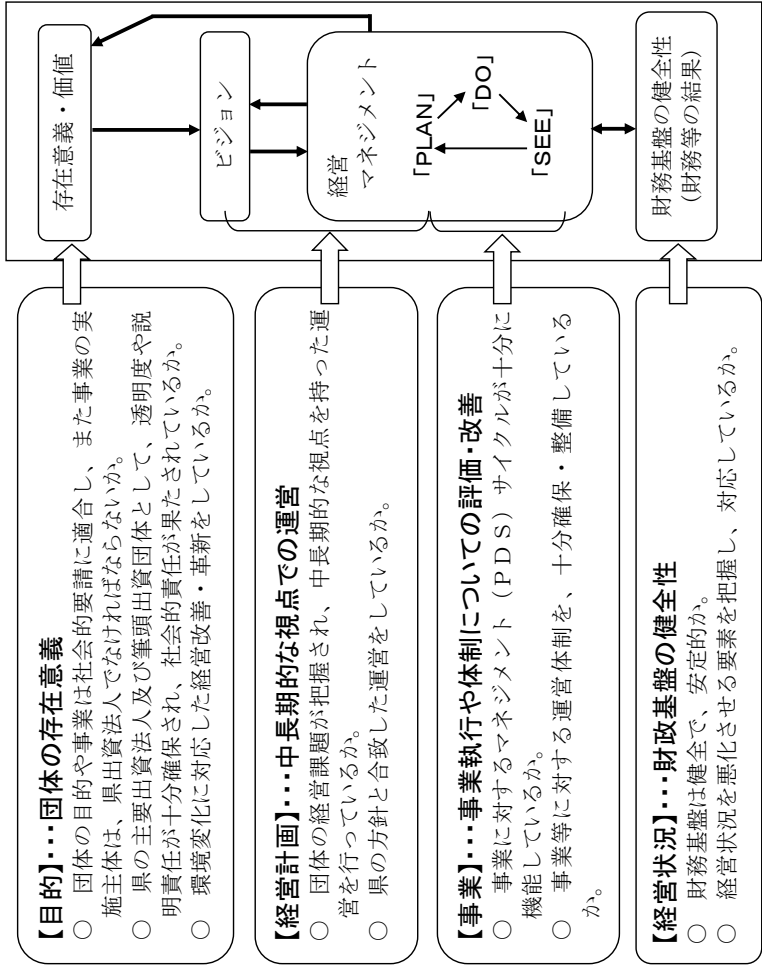
団体の経営状況等の審査及び評価の仕組み

団体の経営状況等の審査及び評価の仕組みは、「団体の自己評価」、「県の審査及び評価」、「議会への報告及び公表」から成り立っています。

(1) 団体の自己評価	
県の出資割合が4分の1以上の法人（主要出資法人）及び県の出資割合が4分の1未満であるが県が筆頭出資者である法人（筆頭出資団体）が、決算書等により財務概況等を整理して「経営基本情報」を作成し、自己評価シートにより「目的、経営計画、事業、経営状況」という4つの部門における評価を、自ら実施します。	
評価の結果、評価年度の取組状況・成果、団体の抱える経営課題、それらに対する取組方針、さらに、団体の達成目標等を明らかにして、県に事業年度終了後3ヶ月以内に報告します。	
(2) 県の審査及び評価	
県は、団体の自己評価の報告を受けて、これらの団体に対して、出資等を行っている立場から、「審査及び評価基準等」に基づき、審査及び評価を実施します。	
審査及び評価の結果、団体の達成目標を含め、評価年度の取組状況や成果に対する評価、団体の抱える課題、それらに対する県の方針等を明らかにします。	
(3) 議会への報告及び公表	
県は、審査及び評価の結果について議会へ報告するとともにインターネットにより公表します。	
■ 報告内容 ■	
報告内容は、団体毎に「経営基本情報」「団体自己評価結果」「県の審査及び評価結果」の3つの部分から構成されています。	
経営基本情報	団体の基本情報、主な事業内容、決算の概要、財務に関する主な指標、役職員の状況、県からの財政的支援及び団体の目標達成状況等を明らかにしています。
団体自己評価結果	団体が自ら評価を実施した内容を明らかにした部分です。目的、経営計画、事業、経営状況という4つの部門で、自己評価シートにより評価し、評点化するとともに、団体責任者が評価結果から把握した経営課題や今後の方針等を明らかにしています。
県の審査及び評価結果	団体を所管する県が、出資等を行っている立場から、団体の実施した自己評価に対して、審査及び評価を実施した内容を記載しています。県が団体に対する経営課題や方針等について明らかにしています。

※ 様式については130～132ページを参照してください。

◆ 4つの部門（目的、経営計画、事業、経営状況）の趣旨◆



団体名

【公益法人会計用】

【経営基本情報】

○団体の基本情報

所在地

HJPアドレス

電話番号

FAX番号

設立年月日

団体の設立年月日、及び設立後の統合等、重要な変更の内容

代表者

県所管部等

県出資額

円

県出資割合

団体の目的

基本財産等のうち県出資額の占める割合

○主な事業内容

【事業規模】

(単位：千円)

事業名

令和5年度

令和6年度

令和7年度

備考

(1)

全事業合計に占める割合

(2)

全事業合計に占める割合

(3)

全事業合計に占める割合

(4)

(1)～(3)以外の事業

全事業合計

令和7年度の事業規模(事業費、売上高等)の上位3事業の事業規模

※各数値は千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。また、割合についても内訳の計が100%にならない場合があります。

【事業の概要】

(1)

(2)

(3)

(4)

上記の表に記載した事業の概要

○財務概況

		(単位：千円)				令和7年度
活動計算書	経常収益	(a)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	経常費用	(b)				
	当期経常増減額	(c) = (a) - (b)				
	当期経常外(その他)増減額	(d)				
	〔経常外(その他)収益－経常外(その他)費用〕					
	当期一般純資産増減額	(e) = (c) + (d)				
	当期指定純資産増減額	(f)				
	当期純資産増減額合計	(g) = (e) + (f)				
	資産					
	負債	(h)				
貸借対照表	指定純資産	(i)				
	一般純資産	(j)				
	その他有価証券評価差額金	(k)				
	純資産	(l) = (i) + (j) + (k)				
	負債・純資産合計	(m) = (h) + (l)				資産 = 負債 + 純資産

※各数値は千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。
※令和7年度より、新公益法人会計基準に則り財務概況等を作成しています。

団体名

【公益法人会計用】

○財務に関する主な指標

※新会計基準適用

指標

計算式

令和5年度

令和6年度

令和7年度

純資産比率

純資産／(負債＋純資産)

財務の安定性を示す指標で高い方がよい

借入金依存率

借入金／(負債＋純資産)

財務の安定性を示す指標で低い方がよい

経常比率

経常収益／経常費用

財務の安定性を示す指標で高い方がよい

自己収益比率

自己収益／経常収益

財務の安定性を示す指標で高い方がよい

当期経常増減率

当期経常増減額／経常収益

収益性を示す指標で高い方がよい

総資産当期経常増減率

当期経常増減額／(負債＋純資産)

収益性を示す指標で高い方がよい

効率は

人件費／経常費用

財務の効率性を示す指標で低い方がよい

管理費率は

管理費／経常費用

財務の効率性を示す指標で低い方がよい

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

備考

令和5年度

令和6年度

令和7年度

常勤役員

うち、県退職者

週3日以上出勤している役員数

人

人

人

常勤役員の平均年齢・年収

R7平均年齢※

歳

R7平均年収※

千円

常勤正規職員

うち、県退職者

週3日以上出勤し、かつ期限付き採用でない職員

人

人

人

常勤正規職員の平均年齢・年収

R7平均年齢※

歳

R7平均年収※

千円

その他職員

うち、県退職者

週3日以上出勤し、かつ期限付きで採用されている職員数

人

人

人

○県からの財政的支援など

(単位：千円)

令和5年度

令和6年度

令和7年度

委託料

補助金・助成金

負担金

借入金(期中に借り入れた額の合計)

その他県支出金(追加投資等)

計

借入金残高(期末残高)

債務保証額(期末残高)

損失補償限度額

損失補償契約に係る債務残高(期末残高)

当該年度中に県から受け入れた金額

当該年度末の残高

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有

計画期間

無

策定予定時期

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標

実績

団体が策定した中長期経営計画に掲げている目標及びその達成状況

●年次事業計画による達成目標

定性目標

令和7年度目標

令和7年度実績

令和8年度目標

指標

数値目標

単位

令和6年度

令和7年度

令和8年度

目標

実績

目標

実績

目標

実績

団体が掲げている達成すべき定量目標

団体名	企業会計用
-----	-------

経営基本情報

団体の基本情報	
所在地	
HPアドレス	
電話番号	FAX番号
設立年月日	団体の設立年月日、及び設立後の統合等、重要な変更の内容
代表者	県所管部等
県出資額	円 県出資割合
団体の目的	資本金等のうち県出資額の占める割合

事業内容

事業規模	
(単位：千円)	
事業名	令和5年度 令和6年度 令和7年度
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
令7年度の事業規模(事業費、売上高等)の上位3事業の事業規模	
全事業合計	
全事業合計に占める割合	

※各数値は千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。また、割合についても内訳の計が100%にならない場合があります。

事業の概要

(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
上記の表に記載した事業の概要	

財務概況

(単位：千円)	
売上高	令和5年度 令和6年度 令和7年度
損益	(a)
売上原価	(b)
販売費・一般管理費	(c)
営業損益	(d) = (a) - (b) - (c)
経常損益(営業損益 + 営業外収益 - 営業外費用)	
当期純損益(経常損益 + 特別利益 - 特別損失 - 法人税等)	
資産	
負債	(e)
資本金(基本金)	(f)
剰余金(累積欠損金)等	(g)
その他の有価証券評価差額金	(h)
純資産	(i) = (f) + (g) + (h)
負債・純資産合計	(j) = (e) + (i)
資産 = 負債 + 純資産	

※各数値は千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

団体名	企業会計用
-----	-------

財務に関する主な指標

指標	計算式	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自己資本比率	純資産 / (負債 + 純資産)			
流動比率	流動資産 / 流動負債			
借入金依存率	借入金残高 / (負債 + 純資産)			
売上高営業利益率	営業利益 / 売上高			
総資産経常利益率	経常利益 / 資産合計			
人件費比率	人件費 / 売上高			
管理費比率	販売費・一般管理費 / 売上高			

役職員の状況

(※派遣職員は含まない)		
令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤役員		
うち、県退職者		
うち、県派遣		
常勤正規職員		
うち、県退職者		
うち、県派遣		
その他職員		
うち、県退職者		

県からの財政的支援など

委託料				
補助金・助成金				
負担金				
借入金(期中に借り入れた額の合計)				
その他県支出金(追加出資額等)				
計				
借入金残高(期末残高)				
債務保証額(期末残高)				
損失補償限度額				
損失補償契約に係る債務残高(期末残高)				

団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無			
有	計画期間	無	策定予定時期

中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	
実績	
団体が策定した中長期経営計画に掲げている目標及びその達成状況	

年次事業計画による達成目標

令和7年度目標	
令和7年度実績	
令和8年度目標	

指標	数値目標	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定量的目標						
団体が掲げている達成すべき定量的目標						
目標						
実績						
目標						
実績						

団体名

【団体自己評価結果】

目的

自己評価による各部門での比率
(令和7年度)

経営計画

事業

経営状況

「比率」:「団体自己評価シート」に基づいた各部門ごとの評価
「評価」:下の凡例に従ったA～Dの評価

経営状況

事業

経営状況

A(90%～100%):良好な事象や傾向がみられる
B(60%～89%):やや良好な事象や傾向がみられる
C(30%～59%):改善を要する
D(0%～29%):大いに改善を要する

「団体自己評価表」

「団体自己評価シート」への回答

1. 目的に対する評価

1 団体の目的は現在でも社会的要請があるか

2 民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か

3 県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか

4 事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか

5 事業構成比率は団体の目的からみて適正か

6 団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか

7 社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか

8 県民に対し情報公開・情報提供しているか

2. 経営計画に対する評価

1 経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか

2 中長期経営計画を策定し、運用しているか

3 外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか

4 中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか

5 年次事業計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか

6 計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか

7 計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか

3. 事業に対する評価

1 団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか

2 事業毎に目標を設定しているか

3 目標の達成状況を評価・活用しているか

4 顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか

5 顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か

6 内部統制は十分に実施されているか

7 危機管理体制は十分に整備されているか

8 組織体制は十分に整備されているか

9 管理費比率及び人件費比率は適正か

10 事業毎に損益を分析し、活用しているか

4. 経営状況に対する評価

1 収支の状況は健全であるか

2 累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか

3 財務基盤についての指標は適正か

4 収益における県への依存度は適正か

5 総資産当期経常増減率は適正か

6 開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか

7 債権管理は十分か

8 借入金は返済可能か

9 基本財産や運用財産を適正に運用しているか

10 必要な額の特定資産が設定されているか

※ 回答①＝5点、②＝3点、③＝1点、④＝0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
比率＝(合計点)÷(総回答数×5点) ×100

団体名

《団体自己評価コメント》

令和7年度コメント

目的

経営計画

事業

経営状況

上記の評価結果、経営課題、取組方針等に関する団体のコメント

総括コメント

上記4部門を総括した団体のコメント

【県の審査及び評価結果】

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和7年度コメント

目的

団体自己評価

県の評価

団体自己評価

県の評価

事業

団体自己評価

県の評価

経営状況

団体自己評価

県の評価

団体の所管部局が、各部門の自己評価結果を審査及び評価した結果

※団体の自己評価と比べて高く評価した(良好な点)が認められる場合は「+」、低く評価した(課題が認められる)場合は「-」を記入し、概ね同じ評価の場合は空白

団体の所管部局が、各分野の自己評価結果を審査及び評価したコメント

※県として法人の取組状況や成果等について、より評価できる点や課題が認められる点を記入

《県の総括コメント》

上記審査及び評価を踏まえた県の立場からのコメント
(記載項目)

・法人全般についての取組状況、成果、事業実施の状況

・法人の自己評価の内容

・法人が抱える課題とそれらに対する法人の取組方針

・今後の県の方針

審査及び評価基準等

平成14年9月30日制定

平成19年3月19日改定

平成23年5月23日改定

令和7年4月1日改定

- 1 これは、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第9条第2項の規定により、県が審査及び評価を実施する際の基準である。
- 2 審査及び評価は、法人からの報告を受け、法人の目的、事業、経営計画及び経営状況について、「必要性」「効率性」「有効性」「市場性」の観点から実施するものとする。
- 3 2に規定する観点は次のとおりとする。
 - (1) 「必要性」の観点
 - ・法人の目的や実施事業が、県民や社会のニーズに照らして妥当か
 - ・法人の目的や実施事業が、設置根拠となっている法律等、上位の目的と照らして妥当か
 - (2) 「効率性」の観点
 - ・投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか
 - ・必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか
 - ・同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか
 - (3) 「有効性」の観点
 - ・事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか
 - ・事業実施にあたり的確な目標を設定しているか
 - (4) 「市場性」の観点
 - ・県民や社会のニーズ等、事業を取り巻く環境を的確に把握しているか
 - ・把握したニーズ等を事業内容に反映しているか
- 4 県は、審査及び評価を行った結果について、「団体自己評価」の「県の審査及び評価結果」の欄に、次の手順により記載するものとする。
 - (1) 「団体自己評価」の「団体自己評価結果」欄に記載された評価と比べ、良好な点が認められるなど高く評価する場合には＋の記号、課題が認められるなど低く評価する場合には－の記号を当該年度の評価として記載するものとする。また、おおむね妥当と認められる場合には記号を付さないものとする。
 - (2) コメント欄には審査の結果及び評価の理由等を記載するものとする。
 - (3) 総括コメント欄には、県として認識している団体の課題や取組方針についてコメントを記入するものとする。

※ 県の出資割合が4分の1未満であるが、県が筆頭出資者である団体の評価における県の審査及び評価の実施にあたっては、この基準を準用する。

【団体自己評価シート】

団体名

1 目的

1-1 定款に記載されている団体の目的は、現在の社会経済状況の下でも社会的要請があるか。

①団体の目的に対する社会的要請は、設立時と同程度、またはそれ以上ある	②団体の目的に対する社会的要請は、設立時の5割以上ある
③団体の目的に対する社会的要請は、設立時の5割未満である	④団体の目的に対する社会的要請は、設立時の5割未満である

視点

団体の目的に対する社会的要請は、設立時と同程度、またはそれ以上ある。
団体が提供するサービスの利用者の推移は、上昇傾向、または高い水準を維持している。
社会的要請の変化に合わせて定款を必要に応じて変更している。
現在の事業量は、最大時の事業量と比べて著しく少なくなっていない。
仮に現在、団体がなかったとしたら、新たに設立する必要がある。

設立当初から現在までの社会経済状況の変化のうち、団体にとって重要なものを記入して下さい。

1-2 事業内容・事業規模の観点から、民間企業や他の非営利団体等（市町、他の外郭団体を含む）が、団体に代わって事業の実施主体となることは不可能か。

①他団体が実施することは困難である	②他団体が事業を実施するには課題があり、当団体が実施する優位性が高い
③他団体が実施するには課題があるものの、当団体が実施する優位性は低下している	④他団体が可能であり、実施主体を変更できる

視点

類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等はない。
類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等があるが、自団体と明確な役割分担がない。
団体の設立目的と同様の目的を、他の方法では達成することができない。
団体が事業を廃止すると、事業の実施主体がなくなり、県民が不利益を被る。

他団体が事業実施するにあたっての課題（参入障壁等）、当団体が行う優位性を記入して下さい。

団体の事業と類似する事業の、三重県内の実施主体（市町、他の外郭団体を含む）とその事業内容を記入して下さい。

類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等（市町、他の外郭団体を含む）と、どのように役割分担しているかを具体的に記入して下さい。

団体名

1-3 団体の事業は、県との役割分担を踏まえて、団体の実施するメリットがあるか。

①全ての事業において団体の実施するメリットがある	②5割以上の事業で団体の実施するメリットがある
③割未満の事業で団体の実施するメリットがある	④全ての事業において団体の実施するメリットはない、または県営で実施した方がよい

視点

県との役割分担が明確になっている。
県直営で行うよりも機動性が高い。（組織の意思決定経路がより短く、迅速に行動できる。）
県直営で行うよりも弾力性が高い。（事業実施にあたり、規制にとらわれる部分がより少なく、柔軟に行動できる。）
県直営で行うよりも効率性が高い。（より少ないコストで、同水準のサービスの提供ができる。）
県直営で行うよりも質の高いサービスを提供できる。（より専門性の高いサービスを提供できる。）

県との役割分担の内容を、記入して下さい。

どのような点で機動性・弾力性・効率性・質が高いかを、具体的に記入して下さい。

1-4 現在の事業内容は、団体の目的に対し意義・効果が認められるか。

①全ての事業で認められる	②5割以上の事業で認められる
③割未満の事業で認められる	④全ての事業で認められない

視点

意義が薄れた事業や期待する効果がなくなった事業があれば、団体の目的達成に資する事業に変更している。
事業内容について、どうすれば団体の目的をより効果的に達成できるかを検討している。
理事会（取締役会、株主総会）において、事業を見直している。
事業実施を通じ団体の使命・役割を見直している。

1-5 （一般社団法人、一般財団法人及び株式会社は回答不要のため、回答欄で「－」を選択してください。）

事業構成比率は団体の目的からみて、適正か。

①適正である	②概ね適正である
③あまり適正でない	④適正でない

視点	自動計算されます。（手計算の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。）
公益社団法人、公益財団法人は記入）	公益目的事業比率は団体の運営上適正である。
公益目的事業比率を記入してください。	公益目的事業比率（ ）%

県その他出資元公的機関からの受託事業収益	事業収益＋受取補助金等＋自己収益
（ ）÷（ ）×100	

県その他出資元公的機関からの受託事業の再委託率は適正である。	再委託率
（ ）÷（ ）×100	

団体名

1-6

団体が中長期経営計画、年次事業計画等で設定している目標は、目的の達成や行政目的の確実かつ効果的な達成に寄与する指標となっているか。

①全ての目標で、団体の目的や行政目的との関連性が明確になっている

②5割以上の目標で、団体の目的や行政目的との関連性が明確になっている

③5割未満の目標で、団体の目的や行政目的との関連性が明確になっている

④全ての目標で、団体の目的や行政目的との関連性が明確になっている

視 点

目標は団体の目的との関連性が明確となっている。

目標は県の行政施策の効果的遂行に寄与するものである。

目標は地域の活性化や地域住民の利便性向上に寄与するものである。

目標は県民・職員にわかりやすいものである。

社会経済状況の変化に対応して、経営改善（経費削減やサービス向上活動を含む）に取り組んでいるか。

①継続して取り組んでおり目標とおりの効果を上げている

②継続して取り組んでおり目標には達していない

③何らかの取組を行っている

④取り組んでいない

視 点

継続した経営改善・経営革新を行う仕組みがある。

継続した経営改善・経営革新に役員等が積極的に関わっている。

継続した経営改善・経営革新に職員が自発的に取り組んでいる。

継続した経営改善・経営革新によりサービスが向上している。

継続した経営改善・経営革新により経費が削減されている。

以下の取組で該当するもののチェック欄にチェックし、括弧内に具体的な内容を記入して下さい。※点数には含まれません。）

経営品質向上活動、BSC、ISO、目標管理等経営マネジメントシステムを導入している。

経営マネジメントシステムが効果を上げている。

上記2点についての当該年度の取組を具体的に記入するか、または取組内容の分かる資料を添付して下さい。

業務プロセスの見直しを行っている。

業務プロセスの見直しが効果を上げている。

上記2点についての当該年度の取組を具体的に記入するか、または取組内容の分かる資料を添付して下さい。

その他の取組を実施している。

その他の取組が効果を上げている。

上記2点についての当該年度の取組を具体的に記入するか、または取組内容の分かる資料を添付して下さい。

1-7

団体の運営や事業内容等について、県民に対して情報公開・情報提供しているか。

①請求の有無に関わらず戦略的に行っている

②請求の有無に関わらず行っている

③請求があった時のみ、行っている

④行っていない

視 点

事業報告や決算報告を、県民が容易に閲覧・入手できる形で公開している。

情報公開規程等を制定し、請求者があれば適切に情報公開している。

広報紙やホームページ等で定期的に情報提供している。

ホームページのアクセス件数は増加傾向である。

情報公開・情報提供の具体的な方法を記入して下さい。

団体名

2 経営計画

2-1

経営基本方針（注2-1）や経営理念等を定め、役員・職員に浸透しているか。

（注2-1）経営基本方針とは、団体の目的を具体的な事業活動に結びつけ且つ構成員の活動の方向性を定めるために、経営者が定める団体の方針を指します。

①経営基本方針や経営理念等を定め、役員・職員の全員に浸透している

②経営基本方針や経営理念等を定め、5割以上の役員・職員に浸透している

③経営基本方針や経営理念等を定め、5割未満の役員・職員に浸透している

視 点

経営基本方針等には団体の存在理由や事業領域を規定している。

経営基本方針等の内容・表現は簡潔明瞭なものとなっている。

経営基本方針等を定期的に見直ししている。

経営基本方針等を役員・職員に周知している。

役員・職員は経営基本方針等に従った行動をとっている。

経営基本方針等の役員・職員への周知方法を記入して下さい。

2-2

中長期経営計画を策定し、運用しているか。

①策定し、計画どおりの成果が上がっている

②策定し、計画の5割以上の成果が上がっている

③策定しているが、計画の5割未満の成果しか上がっていない（または、現在新しい計画を策定中である）

④策定していない（策定作業中でない）

視 点

中長期経営計画に基づいた年次事業計画を立てている。

中長期経営計画に対応して組織体制を整備している。

※最新の「中長期経営計画（昨年度と同様で添付した場合を除く）及び今年度の年次事業計画」を添付して下さい。

2-3

外部環境、団体の経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか。

①外部環境や経営資源を把握し、必要な項目を計画に盛り込んでいる

②外部環境や経営資源を把握しているが、必要な項目を計画に盛り込んでいない（または、現在新しい計画を策定中である）

③外部環境や経営資源を把握していない、または必要な項目を計画に盛り込んでいない（または、現在新しい計画を策定中である）

④策定していない（策定作業中でない）

視 点

外部環境を調査・分析し、変化に対応した計画を策定している。

団体の経営資源の長所と短所を把握し、適正配分に努めている。

人員、人件費に関する計画がある。

施設、サービスに関する計画がある。

資金に関する計画がある。

成果目標を設定している。

計画期間の定めがある。

2-4

中長期経営計画と実績のその差異を分析し、計画を見直しているか。

①毎年度計画と実績の差異を分析し、必要な場合は必ず計画を見直している

②毎年度計画と実績の差異を分析しているが、計画期間中の見直しはしていない（または、現在新しい計画を策定中である）

③計画と実績の差異を分析しているが、計画期間中の見直しはしていない（または、現在新しい計画を策定中である）

④計画と実績の差異を分析していない、または計画を策定していない（策定作業中でない）

視 点

計画策定時の社会経済環境から大きな変化はない。

中長期目標は適切である。

計画と実績の数値は乖離した原因を把握して対策を立てている。

中長期経営計画を評価・改善する仕組みがある。

-135-

団体名

2-5 年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか。

回答欄

①毎期、差異の分析を行い、必要な場合は必ず改善に反映させている

②毎期、差異の分析を行っているが、改善に反映させていない

③差異の分析は行っているが、改善には反映させていない

④差異の分析も改善も行っていない

視点

事業計画と実績の差異を分析し、評価している。

差異分析の結果を役員等に伝達している。

差異分析に基づいて改善案を作成している。

改善案を当該年度もしくは次年度の計画の改善に反映させている。

2-6 団体の中長期経営計画、年次事業計画は、県の総合計画や基本計画等の方針を反映したものとなっているか。

回答欄

①県の総合計画等の策定を受け、中長期経営計画・年次事業計画をその都度見直している

②県の総合計画等の策定を受け、中長期経営計画・年次事業計画をその都度見直している

③県の総合計画等の策定を受け、中長期経営計画・年次事業計画をその都度見直している

④県の総合計画等の策定を受け、中長期経営計画・年次事業計画をその都度見直している

視点

県の施策等に関する情報を定期的に入手し、適宜対応している。

役員・職員が、団体の事業が県の総合計画のどの施策に該当するかを知っている。

県の総合計画や基本計画等を踏まえ、団体内部で活動内容を検討している。

計画策定段階で県の所管部局等と十分に協議している。

2-7 中長期経営計画、年次事業計画の目標達成のための人材育成・能力開発を行っているか。

回答欄

①行っており、十分成果が上がっている

②一定の方針に従い、戦略的に進めている

③戦略的ではないが、行っている

④行っていない

視点

人材育成や能力開発を、中長期経営計画や年次事業計画に盛り込んでいる。

役員等は、人材育成・能力開発に積極的に関与し、かつ自らも学習している。

職員を研修等に参加させ、実際に職員の能力・技術力は向上している。

職員が団体の活動に関わりのある資格(国家資格・民間資格等)を取得している。

職員の育成状況、能力を把握し、人材配置に適切に反映させている。

職員が研修で得たノウハウを、他の職員も共有している。

人材育成・能力開発の具体例を記入して下さい。

2-8 中長期経営計画、年次事業計画の実施にあたり、進捗管理の体制は十分に整備されているか。

回答欄

①十分に整備されている

②十分ではないが整備されている

③ほとんど整備されていない

④整備されていない

視点

進捗管理を行う部署があり、中長期経営計画等の進捗状況を把握している。

各部署から計画の進捗状況が報告される仕組みとなっている。

中長期経営計画等の進捗状況について、理事会等で報告が行われ、情報が共有されている。

進捗状況に応じて改善の指示が行われ、進捗が遅れている場合には改善策が実施されている。

団体名

3 事業

3-1 団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか。

回答欄

①目標どおりの成果を上げている

②成果は目標の5割以上である

③成果は目標の5割未満である

④成果はほとんどない

視点

団体の実施している事業全体について、成果が何であるかを検討している。

事業は質的にも量的にも目標レベルに達している。

事業は地域の活性化や地域住民の利便性向上に役立っている。

事業は県の行政施策の効果的遂行に寄与している。

具体的な成果を記入して下さい。

3-2 事業毎に目標を設定しているか。

回答欄

①全事業に設定している

②5割以上の事業に設定している

③5割未満の事業に設定している

④設定していない

視点

事業毎に業績を測定する指標を設定している。

事業毎に数値目標を設定している。

指標や数値目標は同種の事業を行う他の団体(他の地方自治体の外郭団体等)の動向を踏まえて設定している。

団体の目的と連動した指標を設定している。

事業毎に設定した目標の達成状況を評価・活用しているか。

回答欄

①評価を行い、必要があれば翌年度必ず改善している

②評価を行い、改善することがある

③評価は行っているが、改善は行っていない

④評価も改善も行っていない

視点

年度毎に目標と実績を比較している。

半期に一度、目標達成率を把握している。

目標と実績の差異分析による改善案を翌年度の年次事業計画に反映させている。

目標と実績の差異分析による改善案を中長期経営計画の見直しに反映させている。

評価事業年度における目標達成率は十分な水準である。

設定した指標・目標値・実績・目標達成率を記入して下さい。

主な指標(単位)	目標値	実績	達成率

-136-

団体名

3-8 組織体制は、十分に整備されているか。

①十分に整備されている

②十分ではないが整備されている

③ほとんど整備されていない

④整備されていない

回答欄

視点

組織を機能毎又は事業毎に分け、役割を明確にしている。
経営方針、経営資源、外部環境、業務量等に変化があるときは、組織体制を見直している。
縦割り構造にとらわれない柔軟な組織体制である。
異なる業務間の配置転換、権限委譲等により組織の活性化を図っている。
人事評価の方針や手続きが明確である。
団体の規模、事業内容に比して、役員・職員の数や報酬・給与は適正である。
パート、アルバイト等の雇用は固定的でなく、業務量の変動に応じて適切に活用している。

3-9 評価事業年度の管理費比率及び人件費比率は、適正か。

①適正である

②ほぼ適正である

③あまり適正ではない

④適正でない

回答欄

視点

管理費比率は低下している。
人件費比率は低下している。
業務プロセス改善や帳票の削減、業務のシステム化等により、管理業務の効率化を図っている。
事業内容等を考慮し、管理費比率・人件費比率の目標値を設定している。
()内にその目標値を記入して下さい。
管理費比率 ()%、人件費比率 ()%

自動計算されます。(手計算の場合は、決算数値を千円単位で入力して下さい。)

管理費比率 管理費(販売費・一般管理費) 経常費用(売上高) () = () ÷ () × 100 評価事業年度
() = () ÷ () × 100 評価前事業年度
人件費比率 人件費 経常費用(売上高) () = () ÷ () × 100 評価事業年度
() = () ÷ () × 100 評価前事業年度

3-10 (公益社団・公益財団法人は回答不要のため、回答欄で「-」を選択してください。) 事業毎に損益を分析し、活用しているか。

①分析・活用し、実際に当期経常増減額(営業利益)が改善している

②仕組みを作り、継続的に分析・活用している

③分析しているが活用は単発的である

④分析・活用していない

回答欄

視点

評価事業年度は、当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く)
評価事業年度の当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業については、改善策を講じている。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く)
事業毎の当期経常増減額(営業利益)を算出し、分析している。
分析結果を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。

自動計算されます。(手計算の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

当期経常増減率 当期経常増減額 経常収益 () = () ÷ () × 100 (※公益法人会計用)
売上高営業利益率 営業利益 売上高 () = () ÷ () × 100 (※企業会計用)

団体名

3-4 団体が提供するサービス等に対する、顧客のニーズ及び顧客満足度を把握しているか。(注3-4)「顧客」とは、サービス等の受け手(住民等)を指します。

①十分に把握している

②かなり把握している

③あまり把握していない

④把握していない、または調査していない

回答欄

視点

定期的に顧客満足度を調査している。
顧客満足度調査の結果から顧客のニーズを把握している。
顧客満足度調査以外の方法で、顧客のニーズを把握している。
顧客のニーズを分析し、その結果を踏まえて改善努力をしている。
顧客ニーズを反映した中長期経営計画や年次事業計画になっている。

(団体の事業の対象となる顧客は誰かを具体的に記入して下さい。)
(顧客ニーズを把握した方法(調査・資料等)を具体的に記入して下さい。)
(顧客からの問い合わせ、意見、要望、苦情等への対応は適正か。)

3-5 顧客からの問い合わせ、意見、要望、苦情等への対応は適正か。

①適正である

②ほぼ適正である

③あまり適正でない

④適正でない

回答欄

視点

問い合わせ、意見、要望、苦情等を受け入れやすい工夫している。
役員・職員は、顧客対応マニュアル等に沿って顧客応対をしている。
問い合わせ、意見、要望、苦情等の内容、それに基づく改善策を役職員が情報共有している。
問い合わせ、意見、要望、苦情等を、サービス改善に生かしている。

3-6 全体的な内部統制は十分に実施されているか。

①十分に実施されている

②十分ではないが実施されている

③ほとんど実施されていない

④実施されていない

回答欄

視点

業務規程が整備されており、それに従い内部チェックが行われている。
経営上重要な意思決定は、理事会(取締役会・株主総会)の決議によりなされている。
決裁書や理事会(取締役会・株主総会)の議事録を、検索可能な方法で保管している。
監査の指摘事項に対して、経営層に改善策を報告している。
財務状況は年度途中に定期的に(必要があれば随時)役員等に報告する仕組みがある。
会計規則に基づき、予算の流用・手続など、適切な会計管理が徹底されている。

3-7 危機(リスク)管理体制は、十分に整備されているか。

①十分に整備されている

②十分ではないが整備されている

③ほとんど整備されていない

④整備されていない

回答欄

視点

団体に潜在するリスクを把握している。
リスク防止策及び実際にリスクが発現した場合の対応を記載したマニュアルがあり、役員・職員に周知徹底している。
個人情報や民間企業・団体の内部情報の取扱いに留意するよう、役員・職員に周知徹底している。
財務的リスクの高い業務の相互チェックを行う仕組みがあり、財務管理上の牽制機能が働いている。
事故等の通常でない状況に備えて、実地訓練を行っている。
情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手続が策定されており、役員・職員に周知徹底している。

-137-

4-3

財務基盤についての指標は適正か。

①適正である	②ほぼ適正である	回答欄
③あまり適正でない	④適正でない	

視点

評価事業年度末の流動比率は、100%以上である。(企業会計用)
自己資本(正味財産)比率は向上している。または適正である。
評価事業年度の借入金依存度は、100%以下である。
自己収益比率は向上している。または適正である。(公益法人会計用)
県で会計上計上する必要がある投資損失引当金に該当していない。(下記の算定式を参照)

リンクしています。(適正比率を設定している場合は、入力して下さい。)

※新会計基準適用		評価前事業年度	評価事業年度	適正比率	(企業)
流動比率	()	()	()	()	
自己資本比率 (正味財産比率)	()	()	()	()	
借入金依存度	()	()	()	()	
自己収益比率	()	()	()	()	(公益)

【投資損失引当金の算定】

$$\frac{\text{出資金の実質価額}}{\text{総資産の割合計(正味財産)}} \times (\quad) = (\quad)\%$$

出資金の実質価額 判定 実質価額 投資損失引当金
 () × 70% = () ≥ () ()

※該当有の場合のみ数式反映

$$\frac{\text{投資損失引当金計上額}}{\text{出資額}} = (\quad) - (\quad)$$

出資額 実質価額
 () () () ()

(注4-3)投資損失引当金とは、県が、将来見込まれる費用や損失をあらかじめ計上しておくために、出資金のうち実質価額の30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額を県が投資損失引当金として計上するものです。

4-4

団体の収益における、県への依存度は適正か。

①適正である	②ほぼ適正である	回答欄
③あまり適正ではない	④適正でない	

※県からの財政的支援のうち、委託料、補助金、負担金が全くない場合は、①を選択して下さい。

視点

県からの財政的支援等についての基準は、客観的に明確である。
県から受け入れた資金の使途は、県がその資金を団体に対して支出した目的と一致している。
県からの財政的支援等について、定期的に所管部との話し合いの機会を設けている。
県からの財政的支援等を、団体内で定期的に稟直す仕組みがある。
県から、団体の管理運営費に対する補助金を受けていない。
将来的には、県から財政的支援等を受けなくても、事業の遂行が可能である。
自己収益比率は増加している。

自動計算されます。(手入力の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

県への収益依存度 県からの委託料、補助金、負担金 経常収益(売上高)
 () = () ÷ () × 100

自己収益比率 評価前事業年度 評価事業年度 ⇒ () ()

団体名

4. 経営状況

4-1

収支の状況は健全であるか。(評価事業年度と評価前事業年度の二期について、企業会計の場合は経常増益、公益法人会計の場合は当期経常増減額で判断)

①評価事業年度、評価前事業年度において、増益がともにプラスである

②評価事業年度のみ増益がプラスである

③評価前事業年度のみ増益がプラスである

④評価事業年度、評価前事業年度において、増益がともにマイナスである

※公益社団・公益財団法人においては、増益がほぼ収支均衡であれば、上記設問において「プラス」と判断することも可とします。

(参考)

評価事業年度：() = ()

評価前事業年度：() = ()

※新会計基準適用

評価事業年度の増益が(地方公共団体からの運営費補助金を受けている場合はその額を控除の上で)マイナスとなっている場合、改善策を記入して下さい。または、マイナスが法人運営上問題がないと判断できる場合は、その理由を記入してください。

団体名

4. 経営状況

4-2

累積欠損金が発生していないか、あるいは債務超過ではないか。

①累積欠損金は無い

②累積欠損金はあるが、減少している

③累積欠損金があり増加している

④債務超過である

※(注4-2)債務超過とは、累積欠損金が基本財産や資本金の額を上回っている状態を指します。

(参考)

評価事業年度：() = ()

評価前事業年度：() = ()

※新会計基準適用

【含み損のある資産を保有している場合のみ記入】

純資産の部合計(正味財産)

含み損

評価事業年度：() = ()

評価前事業年度：() = ()

※新会計基準適用

評価事業年度において、累積欠損金が生じている場合、または、債務超過(含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上)である場合(a<0)は、改善策を記入してください。

団体自己評価シート回答集計表

の中に各部門毎の①②③④の回答数を記入し、比率を計算した後、その比率を「自己評価結果」の当該年度の比率欄に転記してください。
 (比率は小数点以下第1位を四捨五入してください。)

1. 目的 ①の数 × 5 点 = 点 ②の数 × 3 点 = 点 ③の数 × 1 点 = 点 ④の数 × 0 点 = 点 計 点・・・① 総回答数 × 5 点 = 点・・・② 比率 ①÷②×100= %	2. 経営計画 ①の数 × 5 点 = 点 ②の数 × 3 点 = 点 ③の数 × 1 点 = 点 ④の数 × 0 点 = 点 計 点・・・① 総回答数 × 5 点 = 点・・・② 比率 ①÷②×100= %
3. 事業 ①の数 × 5 点 = 点 ②の数 × 3 点 = 点 ③の数 × 1 点 = 点 ④の数 × 0 点 = 点 計 点・・・① 総回答数 × 5 点 = 点・・・② 比率 ①÷②×100= %	4. 経営状況 ①の数 × 5 点 = 点 ②の数 × 3 点 = 点 ③の数 × 1 点 = 点 ④の数 × 0 点 = 点 計 点・・・① 総回答数 × 5 点 = 点・・・② 比率 ①÷②×100= %

○県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例

平成十四年三月二十六日三重県条例第四十一号

(目録)

第一条 この条例は、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人をいう。

2 この条例において「二分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上のものをいう。

3 この条例において「四分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満のものをいう。

4 この条例において「主要出資法人」とは、二分の一出資法人及び四分の一出資法人をいう。

5 この条例において「規則」とは、知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定により制定する規則、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十五条第一項の規定により制定する教育委員会規則及び公安委員会が警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十八条第五項の規定により制定する公安委員会規則をいう。

(役割分担と協働)

第三条 県は、県と出資法人とが、各々の役割及び責任の分担を明確にし、出資法人の自律性を高めるとともに、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。

(事業)

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）は、その所管に係る主要出資法人がその目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うよう、必要に応じて、助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うものとする。

(情報公開)

第五条 知事等は、その所管に係る主要出資法人が情報公開を積極的に推進するよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

(役員)

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責に鑑み、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員の選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

(財務運営)

第七条 知事等は、その所管に係る主要出資法人において、適切な会計処理、安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営が行われるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

(県の委託業務等)

第八条 県がその業務を出資法人に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なものであなければならない。

2 県が出資法人に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該出資法人の目的及び事業に即したものでなければならない。

(評価)

第九条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一出資法人に対して、当該二分の一出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行うものとする。

3 知事等は、その所管に係る四分の一出資法人に対して、前二項の規定の例により、報告を求め、

審査及び評価を行うよう努めなければならない。

4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(法人形態の転換等)

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等に鑑み、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。

(出資割合等の見直し)

第十一条 知事等は、その所管に係る出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人の自律的運営とを勘案して、出資の割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり方について、適宜見直しに努めなければならない。

2 県は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一未満のものについて、県の施策を実現する上で特に県の関わり方を強める必要があると認める場合には、その必要の程度に応じて、県の出資の割合を四分の一又は二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

3 県は、四分の一出資法人について、県の施策を実現する上で特に必要があると認める場合には、県の出資の割合を二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

(自律的運営等への配慮)

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び前三条の規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(教育委員会等所管主要出資法人の特例)

第十三条 知事は、教育委員会又は公安委員会の所管に係る主要出資法人について、必要と認めるときは、当該委員会に対して、第四条から第七条まで及び第十条の規定による助言等を行うよう求めることができる。

(出資)

第十四条 県は、出資法人に係る出資を行うに当たっては、出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に関する事項について、十分配慮しなければならない。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する出資、出えん又は信託を行う場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、法令に定めのある場合を除く。

一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資又は出えん

二 四分の一出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資又は出えん

三 七千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第二百三十五条の四第一項の規定による歳計現金の保管及び同法第二百四十一条第二項の規定による基金の運用の場合を除く。）

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、（中略）第三条中県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(特例民法法人に関する経過措置)

2 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第六百六条第一項（同法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものをいう。）については、第二条の規定による改正前の県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例第二条、第二章、第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号抄）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和八年三月二十三日三重県条例第二十一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

三重県外郭団体等改革方針（平成25年3月）（抜粋）

1～5（省略）

6 外郭団体等への県関与の基本方針

今後の県の外郭団体等への関与のあり方については、公益法人制度改革の趣旨も踏まえ、団体の自主・自立の観点を重視し、次のとおりとする。

(1)～(3)（省略）

(4) その他

① 県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価

条例に基づく県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価（以下、「団体経営評価」という。）については、公益法人制度などの制度的な改革への対応に伴い、平成24年度中に経営評価手法の見直しを行い、平成25年度の評価から適用する。

なお、現在、団体経営評価については、条例の規定に基づき県の出資等の割合が4分の1以上の外郭団体について実施しているところであるが、団体運営の透明性の確保や県民への説明責任などの観点から、評価の対象範囲を拡大するものとし、外郭団体として位置づけられている、県の出資等の割合が4分の1未満で県が筆頭出資者である団体に対しても、団体の独立性や自立的運営に配慮しつつ、当該団体及び出資者と十分な調整をはかりながら、評価の実施を要請するものとする。

②（省略）